

『儀礼』の「記」をめぐる一考察

末永 高康

していく道を模索しているうちにたどり着いたのが、『儀礼』の「記」をめぐる問題である。

郭店楚簡や上博楚簡等、近年の新出土資料は両戴記の資料性に対するわれわれの認識を大きく変化させている。縑衣篇や孔子問居篇など、これまで戦国最末期以後の成立であろうと推定されていた諸篇が、戦国期の写本として現れてきたからである。両戴記の諸篇の成立はどうやらこれまで想定されていたものよりもかなり早いようなのである。だが、両戴記各篇の資料的性格についての個別の議論は、新出土資料と関連の深い少数の篇を除いては、現在でもそれほど十分に行われているわけではない。特に『礼記』の核のひとつである、『儀礼』の礼の義を説いた諸篇（冠義篇や昏義篇など）や、『儀礼』に明記されていない儀節を補つた諸篇（喪大記篇や喪服小記篇など）については、従来からそうではあるが、ほとんど研究の俎上に載せられていないのが現状である。この現状を開しようとして、これらの諸篇を思想史研究の素材として活用

特牲篇に見えている。冠礼の義を説いたものであるが、郊特牲篇では、婚礼の義を説いた一段がその後に続いている。冠礼の義を説いた前段が士冠礼の記として付されているのであれば、婚礼の義を説いた後段もまた士昏礼の記として付されてもおかしくはないと思われるのだが、現行の『儀礼』にこの部分は含まれていない。また、『礼記』の喪大記や喪服小記篇で補われた礼の儀節など、士喪礼（既夕礼）や喪服の記として収められていてもおかしくないようなものが多数含まれている。同じように礼の義を説き、礼の儀節を補つた文章でありながら、あるものは『儀礼』の記に収められ、あるものは『礼記』の一節として残される。この違いを与えているものはなにか。ここには礼文献の成立過程の謎を解く鍵が隠されているはずである。かくして、礼の「記」である両戴記についての探求は、おのずから『儀礼』の「記」の問題へと

導かれていくのである。

『儀礼』の「記」については、さいわいにして、田中利明「儀礼の「記」の問題——武威漢簡をめぐつて——」(『日本中國学会報』第十九集、一九六七年)が優れた考査を残されている。ここでは田中の考査を手がかりとして、『儀礼』の「記」が握っている礼文献成立解明の鍵のありかを探り当ててみたいと思う。

二

まず、ここでの議論に必要な範囲で田中氏の議論をトレースしておきたい。その議論の発端は、武威漢簡『儀礼』では燕礼を除いて、經／記が区分されていなかつたことにある。漢簡『儀礼』には今本の士相見礼、燕礼、大射儀、喪服、特性饋食礼、少牢饋食礼、有司徹に当たる各篇と单伝本の(喪)服伝が含まれていたが⁽¹⁾、今本で經／記を分ける記冒頭の「記」字はどの篇にも見えていない⁽²⁾。燕礼だけは今本の經の末尾にあたる部分の下に「・凡三千六十六字」とあり、今本の記の末尾にあたる部分の下に「・記三百三文」とあることから、これが經／記を分けるものであることは明らかであるものの、この篇もまた經／記の境目に「記」字が置かれているわけではない。このことは、もともとの『儀礼』のテキストには今本のような經／記の区別がなかつたことを示している。そこで、田中氏はこの区別が始まつた時期について考證を加えるとともに、今本の經／記の区分が合理的なものでないこ

とから、新たに「經」「記」の区分を与え、さらに「記」を「直接的な記」と「間接的な記」に二分していく(ただし「記冠義」は除く)。『儀礼』の文献的性格を考える上でこの田中氏による区分は決定的に重要である。

田中氏の区分によれば、「經」とは各篇の冒頭部からはじまつて始終一貫した儀式の次第を記した部分で、それ以外の部分が「記」となる。士昏礼を例に取れば、池田末利氏の訳注⁽³⁾では今本の士昏礼の經は十五に分節されているが、そのうちの(14)饗送者までが田中氏の言う「經」で、ここまでで婚礼の一連の儀式が終了する。今本の經ではこの後ろに(15)舅姑没婦廟見及饗婦・饗送者之札が続くが、田中氏の区分では、これは「間接的な記」にあたる。「間接的な記」とは、「經」とは異なる状況下で行われる儀節を記した附則的な部分で、上の例では、舅姑がすでに没していた場合の婚礼の儀節が記されている(「經」ではもちろん舅姑が健在であることが前提とされている)。この「間接的な記」以外の「記」が「直接的な記」で、田中氏の言葉では、「(「經」の段階では)言わなくともわかっていたから省略されたのだが、それが後世言わなければ解らなくなつて來たので、それを記した」ものである。婚礼について言えば、そこで用いられる各種口上などがその典型で、今本の士昏礼では記の部分に「昏辭曰、…」とまとめて記されている。

このように「經」「記」を区分した上で、田中氏は、士冠礼を除けば、今本の經の部分には「直接的な記」が含まれていないこと

を指摘し、今本に至る過程を次のように想定されている。

「経」の附則的な「間接的な記」が「経」とともに口誦されて伝えられる一方、『荀子』大略篇に聘礼の「記」とほぼ同文が「聘礼志」として引かれてることから知られるように、「直接的な記」は書写されて伝えられていた。後に両者が結合されて今本の形になるが、士冠礼だけはその上に冠礼の義を説く「記冠義」がすでに付加されていたので、後世、今本の経／記が区分されていった際にも「記冠義」以前の部分にこの区分が及ばなかつた。

口誦か書写かという伝達形式の相違をともなつてはいたか否かは問題となるものの⁽⁴⁾、「記冠義」を除く『儀礼』を「経」と二つの「記」に分ける田中氏の区分は妥当であろうと思う。そこで以下、「経」「記」については、田中氏の区分を用いて、それを今本の経・記と区別するために「」でくくつて示すことにする。

この区分を今本土冠礼の経（「記冠義」以前の部分）を例に示すと次のようになる（分節は池田訳注による）。

【経】

- (1) 篠日（冠礼の日を篠う）
- ・・・(中略)・・・
- (18) 送賓帰俎（賓を送り俎を帰る）
- 【間接的な記】
- (19) 酒用酒之礼（醴の代りに醴に酒を用いる礼）
- ・・・「若不醴、則醴用酒。」

【直接的な記】

- (20) 孤子冠（孤子が冠する）：「若孤子、則…」
- (21) 庶子冠（父が生きている時の庶子の冠礼）
：「若庶子、則…」
- (22) 見母權法（母に見ゆる時の変礼）：「冠者母不在、則…」

【直接的な記】

- (23) 戒賓宿賓辭（賓に戒げ賓を宿める辞）
- (24) 加冠祝辭（加冠の時の祈祝の辞）
- (25) 醮辭（醴を授けないで酒で醴の礼を行ふ時の辞）
- (26) 醮辭（醴を授ける時の辞）
- (27) 字辭（字を授ける時の辞）
- (28) 履（履について）

「間接的な記」においては、各節の冒頭部もあわせ示しておいたが、「」から知られるように、「若…、則…」で始まるのが、この「記」の基本的な形である。

三

さて、このように「経」と二つの「記」に分けることにより、われわれは『儀礼』各篇の構成をより明確にとらえることができるようにになるのであるが、実は、「経」と「記」との境目はそれほど明瞭ではない。上の士冠礼の例が示すように、一つの篇の内部において「経」と「記」の境目は基本的に明確であつて、両者の区別がつかないということはない⁽⁵⁾。ただ、いくつかの篇を通じて

見てみると、ある篇で「記」に記されているのと同等の記述が別の篇では「経」に組み込まれていることが少なくないのである。たとえば、上の士冠礼で「直接的な記」に分類される（23）戒賓宿賓辞には次の言葉が示されている。

宿曰、某將加布於某之首。吾子將蒞之。敢宿。賓對曰、某敢不夙興。
宿曰、某將加布於某之首。吾子將蒞之。敢宿。賓對曰、某敢不夙興。

宿めて曰く、「某^{そながし}將に布を某の首に加へんとす。吾子將に之に蒞^{のぞ}まんとす。敢て宿む」と。賓對へて曰く、「某敢て夙^ゆに興きざらんや」と⁽⁴⁾。

（二）に対応する「経」（4）宿賓宿贊冠者は、

乃宿賓。賓如主人服。出門左、西面再拜。主人東面荅拜。乃

宿賓。賓許。主人再拜、賓荅拜。主人退。賓拜送。

乃ち賓を宿む。賓、主人の服の如くにす。門を出て左し、西面して再拜す。主人東面して荅拜す。乃ち賓を宿む。賓許す。主人再拜し、賓荅拜す。主人退き、賓拜送す。

である。この「経」では「乃宿賓。賓許」とだけあつて、両者のやりとりにおける言葉が記されていないから、それが「直接的な記」として別に補われているわけである。だが、同じような場面を記した特牲饋食礼の「経」（4）宿賓では、この応対の言葉が「経」に直接に書き込まれている。

賓如主人服。出門左、西面再拜。主人東面荅再拜。宗人攘曰、某薦歲事、吾子將蒞之。敢宿。賓曰、某敢不敬從。主人再拜、賓荅拜。主人退、賓拜送。

（傍線部の訓説は省略）宗人攘けて曰く、「某、歳事を薦め、吾子將に之に蒞^{のぞ}まんとす。敢て宿む」と。賓曰く、「某敢て敬み従はざらんや」と。（傍線部の訓説は省略）

この言葉のやりとりの前後の文章（傍線部）は士冠礼「経」と特性の口上の言葉を「経」に組み込むことはできたはずなのである。

これは口上だけではない。上の士冠礼の「直接的な記」の末尾に付けられた「履（くつ）」についての補記は次のようなものである。

履夏用葛。玄端黒履、青絢縫純、純博寸。素積白履、…。爵弁纏履、…。冬皮履可也。不履纏履。

履は、夏には葛（製のもの）を用ふ。玄端（を着用した時）には黒履（くろぐつ）にして、（この履には）青き絢（つまさ先のかざり）・縫（むすび）（下底との縫目のかざり）・純（ぶちかざり）ありて、純は博さ寸なり。素積（＝無地で積（ひだ）のある裳を着けた時）には白履（しろぐつ）にして、爵弁（の時）には纏履（うすあかぐつ）にして、…冬には皮履なるも可なり。總履（あらぬのぐつ）を履かず。

夏冬で用いる「履」の違いや、服に応じた「履」の違いを述べたものであるが、これと類似した記述は士喪礼の「経」（9）襲事所用衣服陳于房中者に見えている。

爵弁服純衣、皮弁服、祿衣、縑帶、韁鞚、竹笏。夏葛履、冬白履。皆縑縫絢絶、組綦繫于踵。

爵弁服の純衣、皮弁の服、祿衣（の以上の三服のほかに）、縑帶（く

ろおび)、鰐始(ひざかけ)、竹笏あり。夏は葛(製の)履、冬は白履にして、(履には)皆総と縞(くろ)の絢・純とあり、組纂(くみひも)ありて、(履の)踵(うしろ)に繋く。

これは死者に服をおおい着せる「襲」に用いる衣服等を列举した部分である。ここに「履」についての記述が入れられるのであれば、士冠礼「經」(6) 冠日陳設において冠礼で用いる衣服を列举する部分に上の「記」の記述が入れられても不可はない。「直接的な記」は「經」に組み込もうと思えば、それを組み込むことがねに可能なのである。

「間接的な記」もまた「經」に組み込み得ないわけではない。そもそも、この「記」を特徴づける「若…、則…」の表現は、士冠礼「經」(1) 篓日すでに見えていた。

若不吉、則籓遠日、如初儀。

(占った結果) 若し(その十日以内の近日が)吉ならされば、(ひき続いて十日以後の)遠日を籓ふこと、初めの儀の如くにす。

冠礼を行う日取りについての占いは吉と出るものとして「經」は記しているが、もちろん占いはつねに吉と出るとは限らない。そこで附則的にこのように記されるのである。もつとも、これは当然に予想される事態に対しての附則事項であるし、その文章そのものが短いから、一連の儀式を記述する「經」の流れをさえぎってしまうこともない。これが「記」として独立させられないのはむしろ当然のことといえる。だが、たとえば郷射礼「經」で旅酬から樂の演奏に移る間の部分に挿入された「大夫若有遵者、

則…」((10) 遵入獻酢之礼) の約二百五十字などはいかがであろう。請われて郷射に参加した大夫がいた場合の礼が附則として付け加えられているわけであるが、大夫が参加していないのであれば、この約二百五十字は飛ばして読まなければならないような性格のものである。このような附則で長文のものはだいたい一連の儀式がひと段落したあとで挿入されるのが通例のようではあるが、これらの一例は「間接的な記」もまた「經」に組み込まれることを示していよう。各篇の枠組みをはずしてしまって、「經」と「直接的な記」「間接的な記」はそれほど明瞭には区別されなくなってしまうのである。

四

では、なぜ『儀礼』のある篇では「記」に記されているものが、他の篇では「經」に組み込まれているということが起ころのか。最も考えられるのは、各「經」の成立時期が異なり、「經」を記述するものの意識に変化が生じているということであろう。最初にあげた口上の例が最も分かりやすい。もし、特性饋食礼の「經」を記した者が、同時に士冠礼の「經」も記していたとすれば、その口上の言葉を必ずや「經」に書き込んでいたはずである。それが、そうなっていないのは、士冠礼「經」が特性饋食礼「經」に先立つて書かれたからである。

ちなみに、士冠礼、士昏礼の「經」には口上の言葉が一切記さ

れていな。このことは、この二つの「経」の作者（同一人物であったかどうかはわからない）が、礼の記述において口上の言葉の記載を不可欠なものと考えていなかつたことを示している。他方、特性饋食礼や少牢饋食礼（有司徹）の「経」では、他の「経」に比べて比較的丹念に口上の言葉が記されている。これらの「経」の作者がこの種の言葉を礼の記述上必要とされるものであると考へていたことは明らかである。士冠礼、士昏礼の「経」の作者と、饋食礼の「経」の作者とでは、礼の記述のしかたに対する意識に違いが見られるのである。

そして、士冠礼や士昏礼の「記」に口上の言葉が補記されることは、これらの「記」の作者もまた、この種の言葉を礼の記述上不可欠のものと考へていたことを示している。この口上の言葉が「記」に補記されて「経」に組み込まれていないということは、その段階で士冠礼や士昏礼の「経」が「経」としてすでに固定されていたことを意味していよう。「経」の文章がなお流動的であり、そこに手を加え得るのであれば、「記」の作者は特性饋食礼「経」と同じような形で士冠礼の「経」を書き改めたはずだからである。よつて、これらの「経」「記」については、次のような成立の順序が推定されよう。

一、口上の言葉が礼の記述上不可欠なものと意識されていなかつた段階

士冠礼「経」、士昏礼「経」

一、口上の言葉が礼の記述上必要とされるものと意識された段階

特性饋食礼「経」、少牢饋食礼（有司徹）「経」
士冠礼「記」、士昏礼「記」（ともに「辞」を記した部分）

もつとも、一、の段階の成立のものであつても、すべての口上の言葉が書き留められているわけではない。特性饋食礼「経」（7）、少牢饋食礼「経」（7）はともに陰厭の礼を示した部分であるが、前者があるが、前者が、

主人再拜稽首。祝在左。卒祝、主人再拜稽首。

主人再拜稽首す。祝（主人の）左に在り。（祝）祝することを卒ふ

とだけ記しているところを、後者では

祝在左。主人再拜稽首。祝祝曰、「孝孫某、敢用柔毛剛鬚嘉薦普湧、用薦歲事于皇祖伯某、以某妃配某氏。尚饗。」主人又再拜稽首。

祝（主人の）左に在り。主人再拜稽首す。祝祝して曰く、「孝孫某、敢て柔毛・剛鬚・嘉薦・普湧を用ひ、用て歲事を皇祖伯某に薦め、某妃を以て某氏に配す。尚ねがはくはうけよ」と。主人又再拜稽首す。
と記していく、祝の祝辞（波線部）が補われている。同じく、口上の言葉を記述するものであつても、どのレベルまでを記述するかについては、「経」よつて違いがあるのである。

ここであわせ指摘しておくべきは、士虞礼についてであろう。

士虞礼「經」(7)もまた陰厭の礼を示した部分であるが、その「經」には祝の祝辞が記されておらず、「記」でそれが補われている。のみならず、士虞礼「經」は口上の言葉を一切記していない。その成立の前後関係において、士虞礼「經」が少牢饋食礼「經」に先立つものであろうことは、士冠礼「經」と特性饋食礼「經」の場合と同様である。

さて、上の祝辞の有無の例は、特性饋食礼「經」よりも後れて少牢饋食礼「經」が成立したことを予感させるものであるが、特性饋食礼では「記」で補われている内容が、少牢饋食礼では「經」に組み込まれていることから、これを確認することできる。最も顯著なのは次の部分である。

・ 特性饋食礼「經」(8)

祝迎戸于門外。主人降立于阼階東。戸入門左、北面盥。宗人授巾。戸至于階、祝延戸。戸升入。祝先、主人從。

祝、戸を門外に迎ふ。主人降りて阼階の東に立つ。戸、門に入りて左し、北面して盥^{あら}ふ。宗人、巾を授く。戸、階に至れば、祝、戸を延^すむ。戸升りて入る。祝先んじ、主人從^ふ。

・ 特性饋食礼「記」

沃戸盥者一人、奉槃者東面、執匜者西面淳沃、執巾者在匜北。宗人東面取巾、振之三、南面授戸。卒、執巾者受。

戸に沃^{そそ}ぎて盥^{あら}しむる者一人にして、(汚水を受ける)槃^はを奉^さずる者は東面し、(水を沃ぐのに用いる)匜^いを執る者は西面して淳沃^{そそ}ぎ、巾を(簾^はに入れて)執る者は匜^いの北に在り。宗人東面して巾を取り、

之を振ること三たびし、南面して戸に授く。卒^そすれば、巾を執る者受く。

・ 少牢饋食礼「經」(8)

祝出、迎戸于廣門之外。主人降、立于阼階東西面。祝先入門右。戸入門左。宗人奉槃^{あら}東面于庭南。一宗人奉匜水^い西面于槃東。一宗人奉簾巾^は南面于槃北。乃沃戸盥于槃上。卒盥、坐奠簾取巾、興振之三、以授戸、坐取簾、興以受戸巾。祝延戸。戸升自西階入。祝從。主人升自阼階。祝先入。主人從。

祝出でて、戸を廣門の外に迎ふ。主人降り、阼階の東に立ちて西面す。祝先に門に入りて右す。戸、門に入りて左す。宗人、槃を奉じ、筵巾を奉^さじ、槃の北に南面す。乃ち戸に沃^{そそ}ぎて槃の上に盥^{あら}はしむ。盥^{あら}ふことを卒^そふれば、坐して簾^はを奠^おきて巾を取り、興ちて之を振ふことを三たびし、以て戸に授け、坐して簾^はを取り、興ちて以て戸より巾を受く。祝、戸を延^すむ。戸、西階より升りて入る。祝從^ふ。主人、阼階より升る。祝先に入る。主人從^ふ。

若干表現を殊にしてはいるものの、特性饋食礼では「記」で補記されている部分が、少牢饋食礼「經」の波線部に組み込まれている。上に引いた部分の儀節は、池田訳注(第V冊、七四頁)が特性饋食礼に注して「これらの戸・祝・主人の入室の次序や升階の法

は少牢礼と同じである」と言われるよう、両者は基本的に同一であるが、傍線を付した部分などは少牢饋食礼「經」のみに見えていて、こちらの方が礼の記述において詳細である。同様の傾向

は、特性饋食礼「経」、少牢饋食礼（有司徹）「経」全体にわたって見られ⁽⁶⁾、より後れて成立した「経」の方が、より完備した形で礼を記述する傾向にあることが知られる。

同様にして、郷飲酒礼と郷射礼の「経」、燕礼と大射儀の「経」もまた、それぞれ前者が後者に先立つものであろうことが、次の例からわかる。

【郷飲酒礼と郷射礼】

・郷飲酒礼「経」（23）

賓出、奏陔。主人送于門外、再拜。

賓出づれば、陔（夏）を奏す。主人、門外に送りて、再拜す。

・郷飲酒礼「記」

樂正命奏陔。賓出至于階、陔作。

樂正命じて陔を奏せしむ。賓出でて階に至れば、陔作る。

・郷射礼「経」（49）

賓興。樂正命奏陔。賓降及階、陔作。賓出、衆賓皆出。主人送于門外、再拜。

賓興つ。樂正命じて陔を奏せしむ。賓降り階に及びて、陔作る。賓出で、眾賓皆出ず。主人、門外に送り、再拜す。

【燕礼と大射儀⁽⁹⁾】

・燕礼「経」（8）

公拜受爵。主人降自西階。：（公）立卒爵、坐奠爵拜、執爵

興。主人答拜、升受爵以降、奠于膳籠。

公拜して爵を受く。主人、西階より降る。：（公）立ちて爵を卒へ、

また、燕礼「記」には、

坐して爵を奠きて拜し、爵を執りて興つ。主人答拜し、升りて爵を受けて以て降り、膳籠に奠く。

・燕礼「記」

公拜受爵而奏肆夏。公卒爵、主人升受爵以下、而樂闋。

公拜して爵受くれば、而ち肆夏を奏す。公、爵を卒へ、主人升りて

爵を受けて以て下れば、而ち樂闋む。

・大射儀「経」（8）

公拜受爵乃奏肆夏。主人降自西階。：（公）立卒爵、坐奠

爵拜、執爵興。主人答拜。樂闋。升受爵、降奠于籠。

公拜して爵を受く。乃ち肆夏を奏す。主人、西階より降る。：（公）

立ちて爵を卒へ、坐して爵を奠きて拜し、爵を執りて興つ。主人答

拜す。樂闋む。升りて爵を受け、降りて籠に奠く。

郷飲酒礼や燕礼では「記」で補記されている樂についての情報が、

郷射礼や大射儀では「経」に組み込まれている。郷飲酒礼

の「経」が先にあって、そこから樂についての情報を落として郷飲酒礼や燕礼の「経」が作られたとは考えがたいから、郷飲酒礼「経」→郷射礼「経」、燕礼「経」→大射儀「経」の順が想定されることになる。ここで、燕礼「経」（25）に見える、

若射、則大射正爲司射、如郷射之禮。

若し射れば、則ち大射正、司射と爲り、郷射の礼の如くす。

が郷射礼「経」の存在を前提としたものであるならば、この四つの「経」はこの順で成立したことになる。

凡公所辭、皆栗階。

凡そ公の辭する所は、皆栗階す。

と補記されている。「栗階」とは階段を一段ごとに足をそろえることなく急いで升ることであるが、この語は、聘礼「經」(12)

公降一等辭。栗階升聽命、降拜。

公、一等を降りて辭す。(賓)栗階して升りて命を聽き、降りて拜す。

の他、聘礼「經」にもう一か所、公食大夫礼「經」に二か所見えている^[10]。いずれも公や君が(一等を降つて)辭退した場合に、辭された側が「栗階」することを言つたものである。これらの「經」の成立の後に、燕礼「經」が記されたのであれば、「栗階」についての情報は「經」に組み込まれていたであろうから、ここから燕礼「經」の先行が推定される。すべての「經」の先後関係を確定するには至らないが、「記」に注目することによって、少なからぬ「經」について、その相対的な先後関係を明らかにすることができるのである。

そこで、以上の考察の結果を図示すれば図1のようになる。直線でつながれたものは上が古く、下が新しいが、それ以外の先後関係はわからない。ただ、口上の言葉の有無に注目するならば、これを記録しない士虞礼「經」は士冠礼「經」に近い時期のものと考えられるし、鄉射礼が射に関する部分で多く口上の言葉を記録するのに對し、鄉飲酒礼「經」が三、四文字のごく短い口上をただ四か所にだけ留めていることよりすれば、鄉飲酒礼「經」も

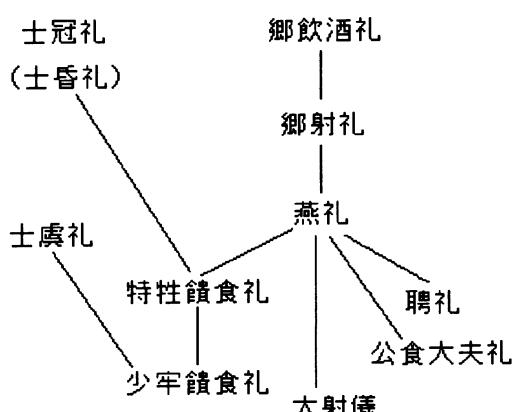


図 1

判断の難しいのが士虞礼(既夕礼)「經」で、今本土虞礼篇末の(3)

また士冠礼「經」に近い時期の成立であると考へてよいであろう。また、図には見えないが、觀礼「經」は口上の言葉を記録しようとすると意識が明確であるから、相應におくれた時期に成立したと考えてよいと思う。

占いの部分だけを見るならば、士冠礼「經」の(1)筮日などよど三字の短い言葉がそれぞれ一つ取られているだけである。この占いの部分だけを見ると、士冠礼「經」の(1)筮日などよりも、特性饋食礼「經」(1)筮日によほど近いのであるが、今本土虞礼篇末の(32)朝夕哭奠、(33)朔月奠及薦新以下の大斂後部は後から付加されたもののようにも見える。もし、この部分が後の付加によるものであるならば、もともとの土虞礼(既夕礼)「經」は土虞礼「經」に近い時期の作ということになろう。

残るは士相見礼と喪服であるが、喪服は他「経」と違つて儀式の次第を記すものではないから、ここで他「経」と同じように論ずることはできないし、今本の士相見礼はそもそも「経」の部分を欠いている。田中氏は最初の一段の（1）士与士相見之礼（士と士が相い見える礼）を「経」と見なされているが、川原寿市氏が「全經、記文の体をなしてい」（『儀礼釈攷（解説篇）』七四頁）と言われるよう、士相見礼はその全体を「記」と見なすべきものである。

敢えて言えば、冒頭の「士相見之禮」五文字だけが「経」となるが、これが「経」の名残りであるのか、それとも、そもそも最初から「経」が作られなかつたのかどうかはわからない。

各「記」の成立については、各礼の「経」と「記」とでは「経」が「記」に先立つものであることは明らかであるものの⁽¹⁾、他「経」との先後関係や、各「記」相互の先後関係に関して詳しいことはあまりわからない。聘礼の「記」に「饋食の礼の如し」とあり、士虞礼の「記」に「其の他は饋食の如し」とあつて、これらの「記」が饋食礼「経」の存在を前提としていることから、饋食礼「経」の先行が知られる程度である。上に記した、士冠礼「記」で補記される言葉が特性饋食礼では「経」に組み込まれている例や、特性饋食礼「記」で補記される内容が少牢饋食礼では「経」に組み込まれているといった例は、後者の「経」に先立つて前者の「記」が記されたことを感じさせるが、その逆であった可能性もあながち否定できない。そもそも各「記」の全体が一時に作られたと仮定してよいものかどうかからして怪しいであろう。「記」の各条が、

必要に応じて順次に「経」に加えられていったというのが実情に近いのではないだろうか。より細心な『儀礼』の読者であれば、各「経」や各「記」の成立の順序をより正確に定めることができるのであるが、論者の関心においては、さしあたりこの程度の議論で十分である。以上の検討から、少なくとも次の点は明らかになつたと思われる。

――a、各「経」の成立は同時ではなく、より後れて成立了「経」は先行する「経」（や「記」）を参照して作られている。

――b、その結果、より後れて成立した「経」の方が、より完備した礼の記述を持つ傾向がある。

二、各「経」の成立後は、礼の記述の完備化は各「記」によつて引き継がれた。

――a、は「経」の範囲が時間とともに拡大していくことを示している。特性饋食礼「経」→少牢饋食礼「経」の部分が最も明確であるが、図1は全体として士礼をもとにして大夫礼以上の「経」が作られていくことを示していよう。これは「経」の種類を増やして、その守備範囲を拡大していく方向での礼經の完備化であると言える。

――b、は各「経」のレベルにおける礼の記述の完備化であり、二、は完成した各「経」を補う完備化である。すべての「経」が

すべての「記」に先行して成立しているのであれば、一、から二、へと段階を経て移行したことになるが、おそらく、一、と二、は一部並行して行われたものであろう。

この完備化は、大きく二つの方向に分かることになる。一つが「直接的な記」による完備化に対応するもので、これは「經」の儀節を補つて完備化していくものである。先行する「經」で記されない儀節を補う形で後出の「經」が記されているのであれば、「經」のレベルにおける完備化、それが「記」で行われるのであれば「記」のレベルにおける完備化である。他の一つが「間接的な記」による完備化に対応するもので、「經」のメインストリームとは異なる状況下で行われる礼の儀節を補うものである。これすでに「經」に組み込まれている場合もあるが、多くは「記」によつて補われることになる。

以上が『儀礼』の「經」「記」から読み取れる、礼経の完備化の過程である。

五

さて、ここで考えなければならないのは、このような礼経の完備化と礼それ自体の完備化との関係であろう。『儀礼』の「經」にせよ「記」にせよ、それがすでに行われている礼——たとえそれが現実の社会では行われていなくても儒家がかくあるべしとして実践的に教え学んでいる礼——の单なる記述であるのならば、礼

経の完備化は単にその「記述の完備化」に過ぎず、礼それ自体の完備化とは無縁である。実践されるものとしての完成した礼が先にあって、礼経はそれを言語によって模写するに過ぎない。しかし、次の例などは、むしろ礼経の完備化が礼それ自体の完備化を誘導しているように見える。

まず「記」によって完備化される前の「經」を示しておく。

・士虞礼「經」（1）

士虞禮.. 特豕饋食。：設洗于西階西南、水在洗西、筐在東。
士の虞礼.. 特（一匹の犧牲の）豕と饋食もてす。…（余水を棄てる）
洗を西階の西南に設けて、水は洗の西に在り、筐（さかづきなどを入れるかご）は東に在り。

・特性饋食礼「經」（5）

牲在其西、北首東足。設洗于阼階東南。

牲（＝豕）は其の西に在り、首を北にし足を東にす。洗を阼階の東南に設く。

両者を見比べると、余水を棄てる「洗」の位置を指定する前後で、

士虞礼「經」の場合は、犧牲の置き方が、特性饋食礼「經」の場合「水」や「筐」の置き場所が省略される形になつてゐるのがわかる。これが「記」では、次のように補われることになる。

・士虞礼「記」

陳牲于廄門外、北首西上、寢右。

牲を廄門外に陳ぶるに、首を北にして上を西とし、右を寢かす（＝足を西にする）。

・特性饋食礼「記」

水在洗東、筐在洗西南順。

水は洗の東に在り、筐は洗の西に在りて（北から）南に順ふ。

士虞礼では、犠牲の足は西向き、「洗」をはさんで「水」は西で「筐」は東であるのに對し、饋食礼では、犠牲の足は東向き、「洗」をはさんで「水」は東で「筐」は西というように、「記」は凶礼としての士虞礼と吉礼としての饋食礼がきれに對をなすように補記していく。

ここで、「經」の段階すでに「記」に記されたような儀節がすでに行われていて、「經」の作者がそれを「省略」したという可能性はほとんどないと思われる。犠牲の置き方にせよ、「水」や「筐」の置き位置にせよ、それは吉礼と凶礼とを分ける重要なポイントとなるものである。このようなポイントを落として「經」の作者が礼を記述したとは考え難い。「經」の作者自身は、その礼を体に覚えこませていて、なかば無意識にそのような儀節を行えるよう訓練されていたかも知れないが、そもそも「經」を記すという行為は、礼をいまだ十分に行えないものに、正しい礼を伝えようとする行為である。その行為において、礼の性格を定めるようなポイントを押さえずに伝えるようなことがあつたとは思われないのである。他の部分であれだけ詳細に礼を記述しているのを見ればなおさらである。おそらく、「經」が記された段階では、犠牲の置き方等に明確な規定がなかつたのである。「經」の作者が「洗」の置き場所を士虞礼と饋食礼とで違えて記す時に、それが凶礼と吉礼とを象徴す

るものであると明確に意識していたかどうかさえ怪しい。それが、「記」の作者になると、凶礼としての士虞礼、吉礼としての饋食礼

という意識が明確で、両者の違いが反映されるように、その儀節の細部を定めていくのである。戸に「盥（てあらい）」をさせる時に、士虞礼「記」と特性饋食礼「記」とでは、「（棄水を入れる）槃」を持つものと「（水を注ぐための）匜」を持つものの位置が東西を逆にして記されているのなども、この典型的な例である。もちろん、これらの「記」が記されて、そこではじめてこの儀節が行われるようになつたとまでは言い得ないが、このような「記」を書き記そうとする意識と、礼それ自体を完備化していくとする意識が不可分であることは、ここに明らかであろう。礼經の記述の完備化は、単に「記述の完備化」を意味するだけでなく、礼それ自体の完備化と運動しているのである。これは「間接的な記」においても同様だったはずである。

たとえば士冠礼（21）の「記」に、庶子に冠する場合の礼を記して、

若庶子、則冠于房外南面、遂醮焉。

若し庶子ならば、則ち（阼階の位ではなく）房外に冠して南面し、（客位ではなく房外で）遂に醮す。

とある。これが、当時における冠礼の儀節をそのまま記録したものであるか、「記」の作者によつて新たに規定されたものであるのかはわからない。ただ、この「記」の作者が適子と庶子との間では冠礼の儀節に違いがあるべきであると考え、この違いを固定化する形

で礼經を完備化しようとしていることは確かである。

この「記」の作者の意識など、ほとんど次の「記冠義」の一歩手前にあると言える。

適子冠於阼、以著代也。醮於客位、加有成也。

適子、阼に冠するは、以て（父に）代ることを著かにするなり。

客位に醮するは、（適子として成人に）成る有るを加ぶなり。

適子が阼階の位に冠し、客位に醮することについて、「記冠義」ほどの明確な認識はなかつたかも知れないが、「記」の作者もまたこれら儀節の持つ象徴的な意味に目を向けていたことは確かである。礼を完備化していくためには、各儀節が象徴するものや、その儀節がそのような形で行われる根拠に対する問い合わせがともなわなければならぬ。礼を完備化していく初期の段階では、この問い合わせはそれほど自覺的なものでなかつたかも知れないが、礼がより完備化されるにつれて、より自覺的にこれが問われていったものと思われる。そのようないとなみが、やがては「記冠義」のような形でも結実していったのである。「記冠義」は確かに今本『儀礼』のなかでは異質な要素ではあるが、これもまた「記」の延長線上に乗るのである。

「記冠義」という異質な要素に触れたついでに、「直接的な記」の一部に見える異質な要素についてもここで一瞥を与えておきたい。士相見礼「記」の

凡與大人言、始視面、中視抱、卒視面、母改。

凡そ大人と言ふには、始めは面を視、中ごろには抱（襟の合わさつ

ているところ）を視、卒にも面を視て、改むる母れ。

のようないものがそれで、ここでは大人と話すときの視線の置き方が記されている。論者は以前このようなものを「心得（こころえ）」と呼んだことがあるが⁽¹²⁾、「經」の儀節を補う部分とは明らかに異

質で、特定の儀節を行うのよりはよりひろい状況下におけるふる

まいの各種心得に類するものを説いた部分である。他文献との重複や類似が顕著であるのもこの部分の特徴で、聘礼の「記」の「私覲、愉愉焉（私観には愉愉焉たり）」と同文が『論語』郷党篇に見え⁽¹³⁾、同「記」の「辭苟足以達、義之至也（辭は苟くも以て達するに足れば、義の至りなり）」が『論語』衛靈公篇の「辭達而已矣（辭は達するのみ）」と類似するのをはじめとして、この部分には『札記』曲礼篇などとよく似た表現が見えている⁽¹⁴⁾。このような部分は『儀礼』の「記」においてはごく少数で、士相見礼や聘礼の一部に見えてい るにすぎず、どうしてこのようなものがここに含まれているのかよく分からぬ。

ただ、思うに、『儀礼』の「經」の記述だけでは、一般にはその儀節が行われる際の様相が定まらないのである。上に引いた聘礼「記」の「私観、愉愉焉」の手前には、

執圭入門、鞠躬焉、如恐失之。及享、發氣焉盈容。

（聘礼を行うに）圭を執りて門に入れば、鞠躬焉として（謹みきわまり）、之を失はんとする」ことを恐るが如くにす。享（礼）に及んでは、氣を發して（和氣の）盈つる容あり。

とあつて、「聘礼」、「享礼」、「私観（私的に觀える礼）」の様相の違

いが記されているが、「経」においては三者同じようく儀節の次第が淡々と記されているだけで、この様相の違いが特に書き込まれているわけではない。「経」の作者としては、儀節の細部を殊にすることによって（たとえば「私観」の場合には他と異なり賓は廟門を入つて右に曲がるとされている）、それぞれの儀節を行う際の様相の違いもまた、そこに含め込めようとしているのであろうが、少なくとも「経」の表面にはこの様相の違いがあらわれてこない。『儀礼』に頻出する「再拜稽首」にしても、実際には、誰に向かってどのような状況下で行うかによって、その様相は（たとえばどのような面持ちで行うかなど）若干異なつていたはずであるが、『儀礼』は一律に「再拜稽首」と記すだけである⁽¹⁾。上に引いた士相見礼「記」に見えるように、話をする際にも視線の置き方ひとつで相手に与える印象を殊にすることになるが、『儀礼』の「経」にはこのことに関する注意事項のようなものは一切記されない。ただ、実際に儀礼を行う上では、どのような様相のもとでそれを行うか、いかにふるまえばその様相がよくあらわれるようになりますのかは重要事であるから、これもまた礼を学ぶものが探求すべきもののひとつである。士相見礼や聘礼の「記」の例は、その探求の一端が『儀礼』の「記」に紛れ込んだものであろう。ともあれ、これもまた『儀礼』の「記」が当時の礼学の展開の一端を伝えるものであると言える。

六

以上に示したように、『儀礼』の「経」「記」を見ることによつて、われわれは初期礼学の展開のいくつかの側面を知ることができるのであるが、その側面のうち『儀礼』に集中的に反映されているのは礼の完備化の過程である。『儀礼』の各篇が「経」「記」さらには「記冠義」を含めてひとつのまとまりを持つていていることは、この礼の完備化の過程がある時点で一応の完成を見たことを示している。「記」はその性格上どこまでも継ぎ足すことができるから、その付加がどこかで打ち切られなければ、各篇が固定されることはないのである。逸礼の多さを考えれば、「経」の種類もまた次第に付加されて増えていったのであろうが、今本『儀礼』に残されているような主要な礼についてはだいたい同じような時期にこの篇の固定化が行われたようと思える。図1で下部に位置して、比較的おそい成立と思われる大射儀などは「記」を全く持たないし、少牢饋食礼（有司徹）も「直接的な記」を持っていない。これは、これらの「経」が比較的完備しているということにもよるであろうが、「経」の成立がこの固定化の時期に近くて「記」がつくられる暇⁽²⁾がなかつたことを暗示していよう。逆に、士冠礼に「記冠義」が付せられているのは、その「経」の成立が早かつたために、「記」が整備されるのみならず、この部分をも含むに至つたものと思われる。そして、この「記冠義」の部分も含めて、古文のテキストが存在したことを、鄭玄の注は示している⁽³⁾。古文經

はすべて漢人の偽作であるとする、極端な（それ自体根拠のない）懷疑的な立場を取らないならば、これらの篇の固定化は秦火に先立つていたと見なければならないであろう。その具体的な時期を明らかにすることはできないものの、『儀礼』の各篇は先秦時代のある段階すでに固定化されていたと考えられるのである⁽³⁾。

さて、われわれが『儀礼』の「記」に注目したのは、そこに両戴記の各篇の成立を解く鍵が隠されていると予感されたからであるが、このように『儀礼』を通じて初期礼学の展開のいくつかの側面を追いかけてみると、両戴記の内、特に礼に関係の深い諸篇が、この展開の上に位置づけられることに、あらためて気づかされるであろう。まず、『礼記』の投壺篇や『大戴礼記』の公冠篇等の、いわゆる古文經の残存せるものとされる諸篇が、「經」の種類を増やしていく方向での礼の完備化の過程の上にあるものであることは見やすい。それらの成立時期については個別の議論を要するが、投壺篇が射礼の余戯を、公冠篇が公侯の冠礼を補うものであることよりすれば、それぞれ射礼の「經」、士冠礼「經」の後に成立したものと考へてよいであろう。特に後者が、「記冠義」の「公侯之有冠禮也、夏之末造也（公侯の冠礼有るは、夏の末に造れるなり）。」と同じ関心の下にあることは明らかである。

『礼記』の喪大記篇や喪服小記篇等の、『儀礼』の「記」に類する各篇が、「直接的な記」「間接的な記」を受け継ぐ礼經の完備化の過程の上に位置するものであることも見やすい。これが「記」を「受け継ぐ」ものであることは、これらの諸篇が『儀礼』の「記」

に組み込まれていないことのうちにすでに示されている。土喪礼等の篇がすでに固定化された後に、これらの篇が記されたから、それが『儀礼』の「記」に取り込まれていないのである。特に、喪大記篇は、大夫以上の喪礼を完備化していく意識が明確であつて、これが土喪礼等の「記」と同時期のものであったとは思われない。

『礼記』曾子問篇のように変礼を問題とする部分が、「間接的な記」の延長上にあることもまた見やすいであろう。「間接的な記」では「經」とは異なる状況下で執り行われる礼が取り上げられているとはいへ、曾子問篇に見えるような極端な状況（たとえばまさに冠せんとするその時に親族の喪の知らせを受けた場合など）は想定されない。もつとも、聘礼「記」などでは、聘礼に赴いた使者がその途中で亡くなる場合など、それほど頻繁に起こるとは思えない事態が想定されているが、これは十分に想定される事態であるし、あらかじめ想定して対処法を考えおかないといけないようなものだつたから「記」に記されているのである。例外的な事態はいくらでも考え得る。極端に例外的な事態も含めてそのすべてに対応するよう禮を完備化していくとする努力が、曾子問のような篇を生み出したものと思われる。

今本『礼記』の末尾に位置する冠義篇以下の礼の義を説く諸篇が、（雑多な要素を多く含むものの）「記冠義」と同様の性格のものであることは言うまでもない。冠義篇が「記冠義」と一部重複しつつもこれと異なるのは、これが「記冠義」を受け継いだものであ

るからなのであろう。昏義篇も、親迎の際に婿が婦車を御する距離が「御輪三周（輪を御すること三周）」と明記してあつたりして、これが士昏礼「記」に先立つ成立であるのならば、この規定などは「記」に取られたであろうから、ここから昏義篇の後出が知られる。

これら両戴記の各篇の成立やその資料的性格については個別に議論していくなければならないが、『儀礼』の「經」「記」から読み取れる初期礼学の展開は、その議論を行う上で大きな枠組みを与えてくれているようなのである。

もつとも、本論で得られたのは、あくまで初期礼学の展開の方向性についての大枠に過ぎないし、特に、『儀礼』各「經」「記」

の具体的な成立年代については、何一つ明らかにされていない。

ここで得られた枠組みを用いて、ほんとうに両戴記各篇の資料的性格を確定していくのか否かはまったくの未知数である。しかしながら、単に両戴記の雑多な内容を眺めているだけでは、その分析の糸口を見出すことすら困難であったことを思えば、その探求を可能にするひとつの枠組みが与えられただけでも、大きな前進であるといえよう。

次なる一步を踏み出して、両戴記中の礼に関する各篇の資料的性格を明らかにしつつ、初期礼学の展開を思想史的に描き出すこと、これがわれわれに与えられた課題である。

注

- (1) 『武威漢簡』 文物出版社、一九六四年（中華書局、二〇〇五年再版）参照。整理者の陳夢家氏は甲、乙本の「服伝」は丙本のような無伝の経記本を削って伝を付けた「刪定本」であるとするが（壹「敘論」二「簡本儀礼在漢代経学上の地位」）（二）「服伝中經、記、伝的校訂」）、ここでは沈文倬「漢簡《服伝》考」（『文史』第二四、二五轉、ともに一九八五年、後に『宗周礼楽文明考論』浙江大学出版社、一九九九年所収）に従い単伝本であると考える。

(2) なお、士相見礼、大射儀、少牢饋食礼、有司徹は今本でも經／記に分けられていない。

(3) 『儀礼I』（東海大学出版社、一九七三年）、以下で「池田訳注」と記すのは、すべてこの東海大学古典叢書の『儀礼』（全五冊）を指す。また、以下、「儀礼」經の節の分け方および節名はすべて池田訳注による。

(4) 郭店楚簡『緇衣』（『礼記』緇衣篇に相当、上博楚簡にも見える）や上博楚簡『民之父母』（『礼記』孔子間居篇の前半部に相当）の例よりすれば、『儀礼』各篇もまたかなり早い段階でテキスト化されていた可能性が高いであろう。

(5) 例外は士相見礼、覲礼であつて、以下に記すように士相見礼は「經」を持たない。覲礼は「饗、禮、乃歸」の句で一連の儀式が終わる形を取っているが、その手前に「直接的な記」である（9）王辟命称謂之殊が

『儀礼』の「記」をめぐる一考察（末永）

挿入されている。おそらく、もともとの観礼「經」は（9）節の手前で終わっていて、その終わり方が唐突なので、後に補われた「饗、禮、乃歸」句が誤って（9）節の後ろに入れられてしまったものと思われる。

喪服は儀式の次第を記したものではないから、厳密に言うと田中氏の「經」の定義にあてはめることはできないが、五服の記述が終わったところ、すなわち今本の經の末尾がまた「經」の末尾であったと考えてよいであろう。他篇の「經」の末尾について、それが今本の經の末尾と一致しないものを池田訳注の分節によつて示すと、次のようになる（土冠礼、士昏礼は本文参照）。

燕礼：（30）公与客燕の手前
聘礼：（29）遭所聘国喪及夫人世子喪の手前
公食大夫礼：（15）食上大夫礼之加於下大夫者の手前
少牢饋食礼（有司徹）：（28）不償戸者戸八飯後事の手前

（6）以下『儀礼』の訓説は池田訳注によるが、川原寿市『儀礼釈攷』も参考した。
（7）郷飲酒礼（24）遵者入之礼や士喪礼の（22）小斂後致襚之儀、（30）君臨視大斂之儀など、それぞれ一日の儀式が終わった後に記されている。

（8）たとえば、各動作において向く方角についての記述などは、特性饋食礼「經」より少牢饋食礼（有司徹）「經」の方がはるかに詳細に付けられている。

（9）他に次のような例があり、いざれも燕礼「記」の波線部の記述が大きないとして、經／記の同時成立を主張する。ただ、かりに經／記の同

射儀では「經」に組み入れられている。

・燕礼「經」（6）

（賓）拜告旨、執爵興。主人答拜。賓西階上北面坐卒爵興。

・燕礼「記」

・大射儀「經」（6）

（賓）拜告旨、執爵興。主人答拜。樂闌。賓西階上北面坐卒爵興。

・燕礼「經」（12）

・賓升、再拜稽首。公答再拜。賓以旅酬於西階上。

・燕礼「記」

・凡公所酬、既拜、請旅侍臣。

・大射儀「經」（12）

（10）聘礼「經」（13）「君降一等辭。擯者曰。寡君從子。雖將拜起也。栗階升。」公食大夫礼「經」（3）「公降一等辭。曰。寡君從子。雖將拜、興也。賓栗階升。」（9）「公辭。賓西面坐奠于階西、東面對、西面坐取之、栗階升。」

（11）沈文倬「略論礼典的实行和《儀礼》書本的操作」（前掲沈氏著、三

三頁、もと『文史』第一五、一六輯、ともに一九八二年）は經に対する自注が記であつて、後世であれば割注等で記されるものが、そのような表現方法が確立していなかつたので、經の後ろにまとめられているに過ぎないとして、經／記の同時成立を主張する。ただ、かりに經／記の同

時成立を認めたとしても、土冠、土昏礼が注記にまわしているものを、饋食礼では本文に組み込んでいるわけであるから、後者が後出であることは動かないであろう。沈氏の考え方従えば、この土冠、土昏礼から饋食礼への変化は、単に文章技法上の進化を示すに過ぎないことになる

が、口上を本文に組み込むのにそれほど大きな文章技法上の進展が必要だったとは思えない。土冠、土昏礼が記された段階では文章技法上どうしても本文に組み込み得なかつたものが、それを本文に組み込み得るような技法が開発されて饋食礼のような形で記されたと考えるよりは、本

論が示したように「記」は「經」の補記であつて、土冠礼や土昏礼の「經」の段階と、饋食礼の「經」や土冠礼や土昏礼の「記」の段階とでは礼の記述のしかたに対する意識に変化が生じていると考える方が妥当である。

(12) 「曾子と礼」(『鹿児島大学教育学部研究紀要（人文社会科学編）』第
六〇巻、二〇〇九年)。

(13) ただし『論語』では「焉」を「如也」を作る。

(14) 前掲拙稿参照。

(15) ただし、土喪礼（既夕礼）だけは「再拜稽首」ではなく「拜稽類」として、その違いを明確にしている。

(16) 「記冠義」の「章甫、殷道也」に対して、「甫、或作父、今文爲斧」と注記されている。このことはまた、「記冠義」が秦火による混乱によって偶然に付加されたものでないことを示している。

(17) もちろんこのことは先秦時代に今本のような『儀礼』というまとまりがあったことを意味しない。あくまで各篇の固定化（＝成立）が先秦時代にあると考えられるというに過ぎない。

(付記) 本研究は科学研究費助成事業（基盤研究（C）課題番号2637
0044）による成果の一部である。